

2020年7月21日
日興アセットマネジメント株式会社

**「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付) /
愛称:キウイ王国2」
分配金のお知らせ**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧いただいております「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付) /
愛称:キウイ王国2」は、2020年7月20日に決算を行ないました。

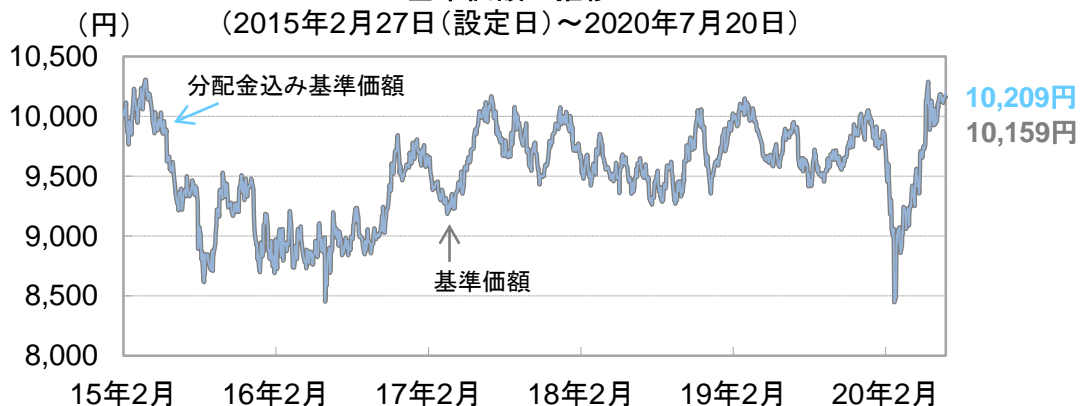
ここに、当期の分配金について、ご報告いたします。

当期の分配金と基準価額の推移

＜当期の分配金＞

分配金 (税引前、1万口当たり)	50円
基準価額(1万口当たり) 2020年7月20日現在	10,159円

＜基準価額の推移＞



※ 基準価額は信託報酬(年率1.364%(税抜1.24%))控除後の1万口当たりの値です。

※ 分配金込み基準価額とは、税引前分配金を再投資したもものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

今後の分配金額につきましても、引き続き、収益分配方針に基づいて決定してまいります。

今後も、当ファンドをご愛顧くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

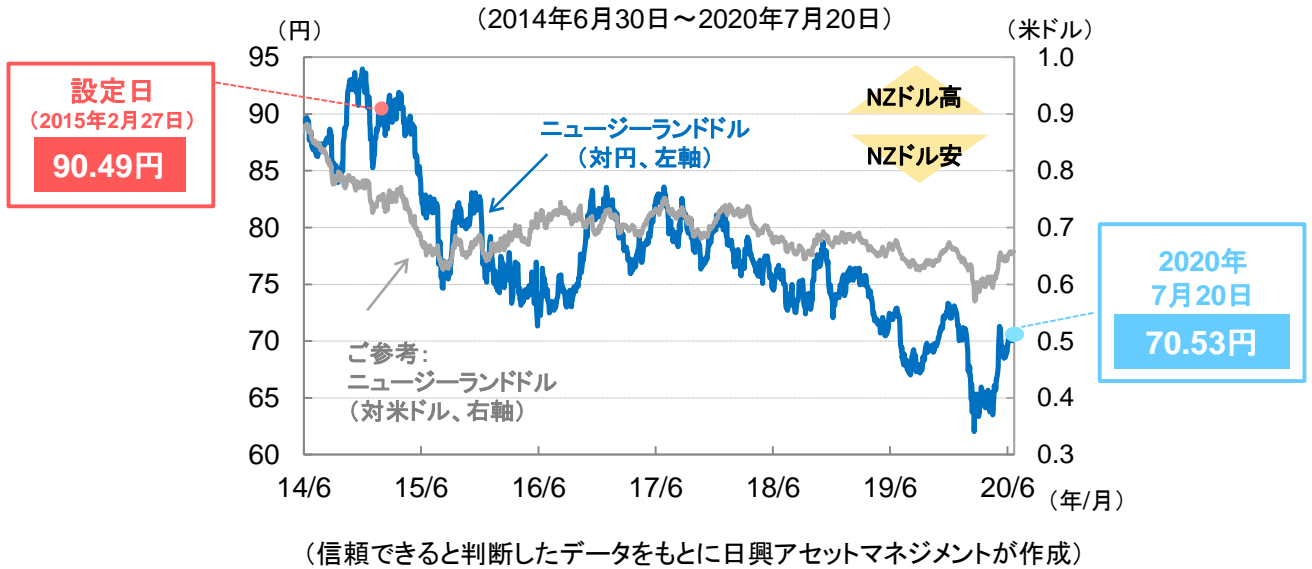
- 上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

■ 当資料は、日興アセットマネジメントが「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付) / 愛称:キウイ王国2」の運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。

■ 掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

■ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

ニュージーランドドルの推移



足元のニュージーランドドルの動きと今後の見通しについて

ニュージーランドドルは、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による景気減速の影響を受ける展開となりました。3月中旬にかけては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、経済の停滞が懸念されたことを背景に、株式や資源価格が下落する中、ニュージーランドドルは対円で下落しました。その後、主要先進国における新規感染者数のピークアウトが観測されたことで、リスク資産は上昇に転じ、ニュージーランドドルは底打ちしました。5月後半からは、欧州による景気刺激策への期待や、オーストラリアとニュージーランドでの感染者数減少と都市封鎖緩和措置を受けて上昇が加速しました。

ニュージーランドでは、2月末に同国初の感染者が確認されて以降、迅速な感染予防策と経済対策が実行されました。また、金融政策として、ニュージーランド準備銀行が、政策金利を史上最低の0.25%へ引き下げ、2021年初めまでその水準に据え置く見込みであることを示したほか、国債等買い入れによる量的緩和策も発表しました。巨額の量的緩和策がニュージーランドを含む先進国中央銀行によって行なわれたことから、世界的に長期金利は大きく低下し、ニュージーランドの長期金利も12月末の1.6%台から5月には0.6%台まで低下しました。

世界中で続く感染拡大の影響を受けて、ニュージーランドでは厳しい入国制限が継続されていることから、これまで海外からの移民や観光客増加の恩恵を受けていたサービス業にとっては当面厳しい環境が続くとみられます。一方、国内での新型コロナウイルス感染拡大の抑制に成功したことから、ラグビーなどのイベントやレストランなどのサービス業は経済活動を再開しました。感染拡大の第2波に対する懸念に加え、米中問題や香港問題による主要国の対中関係悪化を背景に、ニュージーランドドルは弱含む可能性があるものの、経済活動が再開したことや、当面継続が期待される景気刺激策がニュージーランドドルを下支えするとみられます。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

- 当資料は、日興アセットマネジメントが「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付)／愛称:キウイ王国2」の運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。
- 掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。